

憲法 ノート

職業選択の自由（第 14 章、11 章、13 章）

憲法 22 条 1 項「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

・権利の性質

- ①職業は、生計維持のための継続的活動
- ②個人の人格的価値とも不可分の関連を有する（重要な権利である）
- ③社会的相互関連性が大きく、公権力による規制の要請が強い（立法裁量が認められる）

→ 憲法 22 条 1 項で職業選択の自由が保障される根拠は、職業が自己の生計維持のための継続的活動であるとともに、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものであることから憲法で特に保障される。

→ 上記のような職業の性格と意義から、職業は、その職業活動の内容・態様においても原則として自由であることが要請される。従って、22 条 1 項は、職業選択の自由のみならず職業活動の自由も保障していると解される。

・規制態様（「職業選択に対するものか、職業活動に対するものか。積極か消極か。」）

A：職業選択と職業活動のいずれに対する規制か

→ 実質的には職業選択の自由に対する制約

（EX：「薬局等を自己の職業として選択し、これを開業するにあたっては、経営上の採算のほか、諸般の生活上の条件を考慮し、自己の希望する開業場所を選択するのが通常であり、特定場所における開業の不能は開業そのものの断念にもつながる」として狭義の職業選択の自由に対する制約を認めたのが薬事法判決）

→ 営業活動の態様に対する規制の範疇に属する

Ex：平成 22 年判決（医薬品の対面販売を義務づけた薬事法の規定の合憲性についての判例）

「薬局または店舗販売営業の許可を得た者による第一類・第二類医薬品の販売において有資格者による対面での販売及び情報提供を義務づけ、これに伴い、その販売方法から郵便等販売を除外するもので、それ自体としては、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するものではなく、営業活動の態様に対する規制の範疇に属する」

★その他の規制態様に関する事情

特定の市場への参入制限である場合には、競走制限的な性格をもち、強力な制限と言える。特定の販売方法だけを規制対象とする対面販売義務付け規制は、一部の業務の遂行だけを

禁止するもので業務範囲を限定するに過ぎないので緩やかな規制と見ることもできる。

B：積極目的か消極目的か

積極目的による規制（「国民経済の円満な発展や社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なもの」）

消極目的による規制（「社会生活における安全の保障や秩序の維持等（職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための）消極的なもの」）

・判断枠組み

狭義の職業選択の自由に対する強力な制限✕消極目的

→ 「より緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によってはその目的を十分に達成することができないと認められることを要する」

狭義の職業選択の自由に対する強力な制限である場合には、原則として

「重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であること」を要する。としている。

職業活動の自由✕積極目的

→ 「立法府がその裁量権を逸脱し、規制が著しく不合理であることの明白である場合に限り、これを違憲とする」

✳️居住移転の自由について

趣旨

①封建的な経済構造を解体し、自由な市場経済を確立する

→ 経済的自由としての側面

②身体の拘束を解く

→ 人身の自由としての側面

③多様な文化や人々との接触を可能にし、人格の発展に資する

→ 精神的自由の側面

思想・良心の自由

憲法 19 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」

保障レベル

・信条説

思想良心とは、世界観、人生観など個人の人格形成に必要な、若しくはそれに関連のある内面的な精神作用

∴思想良心の自由の高位の価値を特に保障するため

・内心説

人の内心におけるものの見方ないし考え方の自由（内心の自由一般）

19 条の趣旨

思想及び良心が内心の自由として個人の尊厳の中核をなすものであるにもかかわらず、過去の歴史においてしばしば弾圧されてきた事実に鑑み、全ての精神的自由の根源であることを明らかにする点にある。

→ この趣旨からすれば、信条説が妥当。

憲法 14 条 1 項

事柄の性質に即応した合理的根拠に基づかない限り差別を禁止する趣旨

①区別の目的が合理性を有する

②区別と区別の目的との間の関連性（実質的関連性ないし合理的関連性）

財産権（憲法 29 条）

検討の手順

1 既得権侵害か否か

(1) 既得権侵害でない事案

→ 森林法共有事件

事案：森林を共有するに至った時点で既に分割を禁じる法令が存在していたので既得権侵害の事案ではない

判旨：

「裁判所としては、立法府がした判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らか」である場合には、裁量の範囲を超えるものとして憲法 29 条 2 項に違反す

る。

証券取引法事件

「財産権の種類、性質等は多種多様であり、また財産権に対する規制を必要とする社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策に基づくものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等を図るものまで多岐にわたるため、財産権に対する規制は、種々の態様のものがありうる。このことからすれば、**財産権に対する規制が憲法 29 条 2 項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較衡量して判断すべきものである**」

(2)既得権侵害の事案

国有農地等売却特別措置法事件

「法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り」違憲ではない。

「変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、一旦定められた法律に基づく**財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し**、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべき」